

緊急防災推進員配備職員数

| 配備場所 | 人 数 | 業務内容 |
|----------|-----------------------|-------------------------------|
| 府庁本庁舎 | 60名 | 警戒本部・災対本部事務局のサポート等 |
| 府民センタービル | 105名 (15名×7箇所) | 地域情報の収集・伝達、避難者対応等 |
| 広域防災拠点 | 30名 (10名×3箇所) | 施設等被害の確認、備蓄物資搬出入準備等 |
| 後方支援活動拠点 | 50名 (10名×府営公園等5箇所) | 消防・警察・自衛隊の応援派遣部隊等の受入準備、避難者対応等 |
| 市町村庁舎 | 172名 (4名×43市町村) | 被害情報、救援要請予測情報の収集、防災情報端末の代行入力等 |
| 合 計 | 417名 | |

※ 緊急防災推進員とは、勤務時間外に府域で震度5弱以上を観測したとき、自宅から、府庁本庁舎、府民センタービル、広域防災拠点、後方支援活動拠点、市町村庁舎に徒步又は自転車で60分以内に参集可能な職員の中から知事があらかじめ指名した者をいう。
(但し、市町村本庁舎に参集する緊急防災推進員については、勤務時間外に当該市町村において、震度5弱以上を観測した場合に指定された場所に参集する)

大 阪 府 選 定 の 防 災 抛 点

| 区 分 | 対 象 地 区 | 所 在 地 |
|-----------------|---|--|
| 広 域 防 災 抛 点 | 1 大阪北部 2 大阪中部（八尾空港周辺） 3 大阪南部（りんくうタウン） | 吹田市千里万博公園 5－5 八尾市空港1丁目209－7 泉南市りんくう南浜2－14 |
| 後 方 支 援 活 動 抛 点 | ※1 日本万国博覧会記念公園 ※2 服部緑地 3 大阪城公園 4 鶴見緑地 5 長居公園 ※6 寝屋川公園 ※7 久宝寺緑地 8 山田池公園 ※9 大泉緑地 10 錦織公園 11 蜻蛉池公園 | 吹田市千里万博公園 1－1 豊中市服部緑地 1－1 大阪市中央区大阪城 大阪市鶴見区緑地公園 大阪市東住吉区長居公園 寝屋川市寝屋川公園 1707 八尾市西久宝寺 323 枚方市山田池公園 1－1 堺市北区金岡町 128 富田林市錦織 1560 岸和田市三ヶ山町大池尻 701 |

※ 地震に係る広域的支援部隊の集結場所候補地

緊急消防援助隊受援計画の概要

第1章 総則

1 趣旨

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、大阪府（以下「府」という。）が緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、要請要綱第2条に定めるところによる。

第2章 応援要請

1 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、次による。

(1) 被災地の市町村長（以下「被災地の長」という。）は、自らの市町村の消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に直ちにその旨連絡するものとする。この場合における連絡は、電話等による口頭によるものとし、次のアに掲げる情報を連絡するものとする。なお、知事と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官（以下「長官」という。）に対して、要請するものとし、イに掲げる情報についても可能な限り連絡する。

ア 第1報として必要な情報

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 応援要請日時
- (カ) 必要応援部隊
- (キ) 石油コンビナート等の有無及び被害状況
- (ク) その他必要な情報（必要資機材、装備等）

イ 応援部隊が出動するまでに必要な情報

- (ア) 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- (イ) 指揮体制及び無線運用体制
- (ウ) 気温、積雪その他の参考となる情報
- (エ) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (オ) 緊急消防援助隊の任務

(2) 知事は、被災地の長の連絡を受け、消防組織法第44条に基づき、緊急消

防援助隊の応援が必要であると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援を要請するものとする。

(知事は、被災地の長から連絡がない場合であっても要請する場合がある。)

- 注・情報については、周囲の状況等から可能な限り収集した範囲のものであっても構わず、判明次第追加的に連絡し、応援要請の時期を失することのないように留意するものとする。
- ・大阪府においても(1)ア及びイに掲げる情報については、被災地の周辺市町村等から積極的に収集するものとする。

2 応援要請等窓口

応援要請等に係る連絡窓口は、次のとおりである。

(1) 消防庁の連絡窓口は、次のとおりである。

| 消防庁 | 時間帯 | 連絡・要請窓口 | 電話番号 | F A X番号 | 無線呼出名称 |
|-------|-----|---------|------------------------|------------------------|--------|
| 広域応援室 | 昼間 | | N T T 03-5253-7527 | N T T 03-5253-7552 | |
| | 夜間 | | N T T 03-5253-7777 | N T T 03-5253-7553 | |
| | | | 無線 198-90- 49013 | 無線 198-90- 49036 | |

(2) 大阪府の連絡窓口は、次のとおりである。

| 大阪府 | 時間帯 | 連絡・要請窓口 | 電話番号 | F A X番号 | 無線呼出名称 |
|-------|-----|----------------|---------------------------------------|-----------------------|--------|
| 危機管理室 | 昼間 | 危機管理室 消防保安課 | N T T 06-6944-6458 06-6944-3947 | N T T 06-6944-6654 | |
| | | | 無線 200-4874 | 無線 220-8821 | |
| | 夜間 | | N T T 06-6944-6021 | | |
| | | 危機管理室 当直室 | 無線 220-8921 | | |
| | | | | | |

(3) 府内の消防本部の連絡窓口は、別表2-1のとおりである。

- (4) 府内に対する緊急消防援助隊の第一次出動府県隊の属する都道府県及び当該府県代表消防機関連絡窓口は、別表1-1、1-2のとおりである。

第3章 消防応援活動調整本部等

1 消防応援活動調整本部等

消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）等の運営は次のとおりとする。

- (1) 消防組織法第44条の2に基づき大阪府知事（以下「知事」という。）が調整本部を設置する場合は、原則として大阪府危機管理室（以下「危機管理室」という。）に設置し、次の者で構成する。本部長は知事とし、副本部長には危機管理室長を充てるものとする。

- ア 大阪府職員（危機管理室長の委任を受けた者）
- イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
 - ・代表消防機関（大阪市消防局警防部警備方面隊長）
 - ・代表消防機関代行（警防課参事）
- ウ 被災地派遣職員（当該市町村を管轄する消防本部の職員）
- エ 航空隊隊員
- オ 消防庁職員（調整本部長の要請又は長官が必要と判断した場合）
- カ その他調整本部長が必要と認める者

| 本 部 名 | 本部設置場所 | 連絡先 |
|-------------------|--|---|
| 大阪府消防応援活動 調整本部 | 大阪市中央区 大手前3丁目1番43号 大阪府庁新別館北館2階 大阪府防災センターB | NTT電話 06-6944-6458 06-6944-3947 NTT FAX 06-6944-6654 |
| | | 無線電話 200-4874・4877・4868 無線FAX 220-8820・8821 |

- (2) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、速やかに長官に報告するものとする。
- (3) 大阪府職員及び大阪市消防局警防部警備方面隊長は、府内で大規模災害が発生した場合は、調整本部の設置の有無にかかわらず、直ちに緊急消防援助隊の要請及び受入等について協議し、必要な事項について、消防庁に連絡（電話による口頭又は要綱別記様式1－1（略）のFAX送付）するものとする。
- (4) 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、その旨を長官に連絡するものとする。

（消防応援活動調整本部の事務）参考 緊急消防援助隊大阪府受援計画抜粋
第3章 12

調整本部は、府災害対策本部、広域防災連絡会議及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被害状況、府が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関するこ。
- (2) 被災地消防本部、消防団、府内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関するこ。
- (3) 緊急消防援助隊の府内での部隊移動に関するこ。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関するこ。
- (5) 府内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関するこ。
- (6) 府災害対策本部に設けられた航空運用調整班との活動調整に関するこ。
- (7) 府災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関するこ。
- (8) その他必要な事項に関するこ。

2 航空部隊の統制

複数の航空部隊が活動することとなる場合は、大阪市消防局航空隊長が指揮支援本部、調整本部等と連携を密にして、活動の統制に努めるものとする。

3 指揮支援部隊及び指揮支援部隊代行

指揮支援部隊及び指揮支援部隊代行については、次のとおりである。

- (1) 被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括する指揮支援部隊長の所属する消防本部は、大阪市消防局（大阪市西区九条南1－12－54）とする。
- (2) (1)が被災等により任務が遂行できない場合の指揮支援部隊長代行の所属する消防本部は、京都市消防局（京都市中京区押小路通河原町西入榎木

町 450 番地の 2) とする。

4 無線運用体制

無線の運用体制については、次によるものとする。

(1) 緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年消防震第 19 号）第 32 条第 1 項第 3 号に基づき、使用チャンネルの指定その他無線の統制については、指揮支援部隊長が行うものとする。

(2) 府内の消防機関の使用無線周波数は、別紙 8 (略) のとおりである。

第 4 章 応援部隊の集結場所等

1 集結場所の選定

応援部隊の集結場所は、原則として、調整本部及び消防庁が被災地、関係機関等と協議し選定するものとする。（選定に際しては、住民の避難状況、警察、自衛隊等の応援部隊を勘案するものとする。）

2 陸上部隊の集結場所

陸上部隊に係る集結場所は、次によるものとする。

(1) 緊急消防援助隊の応援部隊の集結場所は、第 1 優先を大阪市消防局高度専門教育訓練センター、第 2 優先を府立消防学校とし、その他大阪府地域防災計画に定めるところにより広域防災拠点及び後方支援活動拠点（別表 10 (略)）その他効果的な消防活動を期待できる場所のうちから選定するものとする。

(2) 各消防機関においては、別表 10 (略) に記載する場所以外の場所について、被災地となった場合に応援部隊が活動の拠点とするための地域防災拠点についても把握し、関係機関と調整等するものとする。（災害状況によっては、応援部隊の直接の集結場所となる場合もある。）

(3) (1)の集結場所については大阪府において、(2)の集結場所については管轄する消防本部において、当該場所に応援部隊を受け入れることが決定した場合に速やかに、開錠作業等の受入準備を行うことができるよう施設管理者等と調整しておくものとする。

3 航空部隊の集結場所

航空部隊の集結場所は、大阪府地域防災計画に記載する大阪府選定の輸送基地の中から選定する。(別表 12(略))

4 航空部隊離着陸場

航空部隊の離着陸場は大阪府地域防災計画に記載の災害時用臨時ヘリポートのとおりである。

第5章 部隊移動

1 長官の求め等による部隊移動の手続き

消防組織法第 44 条に基づく長官の求め又は指示による部隊移動の手続きは、次によるものとする。

(1) 要請要綱別記様式 6－1 (略) により部隊移動の意見照会があった場合は、緊急消防援助隊行動市町村長あてに、要請要綱別記様式 6－1 (略) により送付し、部隊移動に関する意見を聞くものとする。

(2) 上記(1)の回答(要請要綱別記様式 6－1 (略))があれば、部隊移動に関する意見を要請要綱別記様式 6－2 (略) に記入し、当該回答を付して長官に送付するものとする。

(3) 長官から部隊移動の求め又は指示の通知(要請要綱別記様式 6－4 (略))があった場合は、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡するものとする。

2 知事の指示による部隊移動の手続き

消防組織法第 44 条の 3 に基づく知事の指示による部隊移動の手続きは、次によるものとする。

(1) 知事は部隊移動の指示を行う場合は、要請要綱別記様式 6－5 (略) により、緊急消防援助隊行動市町村の指揮支援本部を経由して、調整本部の指揮支援部隊長から都道府県隊長等に伝達するものとする。

(2) 上記(1)の指示を実施した場合は、要請要綱別記様式 6－6 (略) により速やかにその旨を長官に通知するものとする。

(3) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。

- (4) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、大阪府災害対策本部に対し、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 情報提供等

1 地理・水利状況等

応援部隊に提供する地理・水利状況等については、次の内容について配慮するものとする。

- (1) 各消防機関においては、次に掲げる情報について、応援部隊に迅速に提供できるよう体制を整備しておくものとする。

ア 応援部隊が効率的に活動するための広域地図、住宅地図その他地理に関する事項

イ 応援部隊を受け入れができる場所の状況（野営の可否、水道の状況、当該場所の地図等）

ウ 消火栓、防火水槽、プール、河川その他水利に関する事項

エ アからウまで以外で応援部隊の活動に際して必要な情報

- (2) 府内の消火栓（地下式）スピンドルドライバーの情報は、次のとおりである。（略）

2 補給情報

大阪府、被災地及び被災地周辺の市町村は、燃料補給が可能な給油取扱所、食料調達が可能な店舗の把握及び応援部隊の燃料補給場所の確保の依頼等に努め、当該内容を調整本部に連絡するものとし、調整本部は当該情報を応援部隊に伝達するものとする。

第7章 雜則

この計画に記載のない事項又は計画の実行に際して疑義が生じた場合は、その都度、関係機関が協議するものとする。

広域消防相互応援の状況

【集計】

令和5年1月1日現在

| 区分／災害の種別 | 協定数 | 小計 | 全 て | 火 災 | 風水害 | 救 急 | 救 助 | その他の | 備 考 |
|----------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 府内統一協定数 | 3 | 3 | 2 | | | | | 1 | |
| 府内消防機関相互 | 43 | 43 | 33 | | | | | 10 | |
| 府外消防機関含む | 53 | 68 | 17 | 14 | 2 | 9 | 4 | 22 | |

【府内統一協定】

| 番号 | 協 定 名 | 締結年月日 | 府内締結団体 | 府外締結団体 | 全 て | 火 災 | 風水害 | 救 急 | 救 助 | その他の |
|----|-------------------|-----------------------|---------|--------|-----|-----|-----|----------|-----|------|
| 1 | 大阪府下広域消防相互応援協定 | H27.9.1 (S63.9.1) | 府下常備市町村 | | ○ | | | | | |
| 2 | 大阪市・府下市町村航空消防応援協定 | H26.4.1 (S45.10.1) | 府下市町村 | | ○ | | | | | |
| 3 | 救急医療相談業務に係る応援協定 | R3.4.1 (H22.4.1) | 府下常備市町村 | | | | | 救急安心センター | ○ | |

【府内消防機関相互】

| 番号 | 協 定 名 | 締結年月日 | 府内締結団体 | 府外締結団体 | 全 て | 火 災 | 風水害 | 救 急 | 救 助 | その他の |
|----|------------------------|------------------------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| 1 | 大阪府北ブロック消防相互応援協定 | S40.6.22 | 吹田市、守口市、門真市、枚方市、寝屋川市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町、大東市、交野市、四條畷市、枚方寝屋川消防組合、守口市門真市消防組合 | | ○ | | | | | |
| 2 | 大阪府南ブロック消防相互応援協定 | R3.3.23 (S53.6.20) | 岸和田市、泉大津市、貝塚市、忠岡町、和泉市、堺市、高石市、大阪狭山市、泉州南消防組合 | | ○ | | | | | |
| 3 | 大阪市・八尾市消防相互応援協定 | S36.12.25 | 大阪市、八尾市 | | ○ | | | | | (山林火災除く) |
| 4 | 大阪市・吹田市消防相互応援協定 | S40.12.1 | 大阪市、吹田市 | | ○ | | | | | |
| 5 | 大阪市・大東四條畷消防組合消防相互応援協定 | H26.4.1 (S40.12.1) | 大阪市、大東四條畷消防組合 | | ○ | | | | | |
| 6 | 大阪市・松原市消防相互応援協定 | S40.12.1 | 大阪市、松原市 | | ○ | | | | | |
| 7 | 大阪市・東大阪市消防相互応援協定 | S42.6.22 | 大阪市、東大阪市 | | ○ | | | | | (山林火災除く) |
| 8 | 大阪市・豊中市消防相互応援協定 | S40.12.1 | 大阪市、豊中市 | | ○ | | | | | |
| 9 | 大阪市・堺市消防相互応援協定 | H21.3.31 (S40.12.1) | 大阪市、堺市 | | ○ | | | | | |
| 10 | 大阪市・守口市門真市消防組合消防相互応援協定 | S40.12.1 | 大阪市、守口市門真市消防組合 | | ○ | | | | | |
| 11 | 大阪市・摂津市消防相互応援協定 | S51.3.22 | 大阪市、摂津市 | | ○ | | | | | |
| 12 | 松原市・堺市消防相互応援協定 | H20.10.1 (S46.9.17) | 松原市、堺市 | | ○ | | | | | |
| 13 | 河内長野市・堺市消防相互応援協定 | H20.10.1 (S47.3.11) | 河内長野市、堺市 | | ○ | | | | | |

| | | | | | | | |
|----|--|-----------------------------|--|--|-------|----------|---|
| 14 | 豊中市・吹田市消防相互応援協定 | S39. 10. 24 | 豊中市、吹田市 | | ○ | | |
| 15 | 大阪府豊能地域広域消防相互応援協定 | H27. 4. 1 | 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 | | ○ | | |
| 16 | 吹田市、茨木市消防相互応援協定 | S39. 8. 20 | 吹田市、茨木市 | | ○ | | |
| 17 | 吹田市及び摂津市における消防相互応援協定 | S40. 4. 1 | 吹田市、摂津市 | | ○ | | |
| 18 | 吹田市及び箕面市における消防相互応援協定 | H28. 4. 1 (S40. 7. 2) | 吹田市、箕面市 | | ○ | | |
| 19 | 吹田市・池田市消防相互応援協定 | S43. 12. 28 | 吹田市、池田市 | | ○ | | |
| 20 | 茨木市、摂津市、消防相互応援協定 | S40. 2. 1 | 茨木市、摂津市 | | ○ | | |
| 21 | 高槻市・茨木市消防相互応援協定 | H22. 2. 1 (S40. 6. 1) | 高槻市、茨木市 | | ○ | | |
| 22 | 茨木市・箕面市・豊能町消防相互応援協定 | H28. 4. 1 | 茨木市、箕面市、豊能町 | | ○ | | |
| 23 | 東大阪市、八尾市消防相互応援協定 | S42. 9. 13 | 東大阪市、八尾市 | | ○ | | |
| 24 | 八尾市、柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防相互応援協定 | H26. 6. 1 (S43. 10. 1) | 八尾市、柏原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合 | | ○ | | |
| 25 | 八尾市・松原市消防相互応援協定 | S53. 11. 1 | 八尾市、松原市 | | ○ | (山林火災除く) | |
| 26 | 富田林市、河内長野市消防相互応援協定 | S40. 10. 8 | 富田林市、河内長野市 | | ○ | | |
| 27 | 河内長野市和泉市消防相互応援協定 | S45. 12. 1 | 河内長野市、和泉市 | | ○ | | |
| 28 | 東大阪市、松原市消防相互応援協定 | S63. 3. 17 | 東大阪市、松原市 | | 高速道路 | | ○ |
| 29 | 東大阪市、大東四條畷消防組合消防相互応援協定 | H26. 4. 1 (S42. 6. 1) | 東大阪市、大東四條畷消防組合 | | ○ | | |
| 30 | 摂津市と高槻市の災害通信連絡に関する協定書 | S55. 2. 1 | 高槻市、摂津市 | | 通信連絡 | | ○ |
| 31 | 守口市門真市消防組合、東大阪市消防相互応援協定 | H22. 3. 20 (S51. 3. 22) | 守口市門真市消防組合、東大阪市 | | 高速道路 | | ○ |
| 32 | 摂津市、東大阪市消防相互応援協定 | S51. 3. 22 | 摂津市、東大阪市 | | 高速道路 | | ○ |
| 33 | 高槻市・島本町消防相互応援協定 | H18. 9. 1 (S32. 11. 1) | 高槻市、島本町 | | ○ | | |
| 34 | 名神高速道路内の豊中・茨木インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定 | H25. 11. 1 (S39. 11. 28) | 豊中市、茨木市 | | 高速道路 | | ○ |
| 35 | 名神高速道路内の茨木市・島本町間における消防相互応援に関する協定 | S39. 12. 1 | 茨木市、島本町 | | 高速道路 | | ○ |
| 36 | 大阪府中ブロック消防相互応援協定 | R3. 4. 1 (H12. 4. 1) | 富田林市、河内長野市、松原市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合 | | ○ | | |
| 37 | 関西国際空港消防相互応援協定 | R3. 3. 29 (H6. 6. 21) | 大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、大阪狭山市、忠岡町、関西エアポート株式会社、泉州南消防組合 | | 航空機災害 | | ○ |
| 38 | 柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市消防相互応援協定 | H20. 10. 1 (H17. 2. 1) | 柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市 | | ○ | | |

| | | | | | | | | | |
|----|---|---------------------------|---------------|--|---|--------|--|--|---|
| 39 | 富田林市・堺市消防相互応援協定 | H20. 10. 1 (H17. 2. 2) | 富田林市、堺市 | | ○ | | | | |
| 40 | 大阪市・枚方寝屋川消防組合消防応援協定 | H22. 3. 20 | 大阪市・枚方寝屋川消防組合 | | | 高速道路 | | | ○ |
| 41 | はしご付き消防自動車共同運用に係る消防応援協定 | H24. 5. 18 | 豊中市・箕面市 | | | 中高層建物 | | | ○ |
| 42 | 枚方寝屋川消防組合及び交野市との間における救急自動車及びはしご付消防自動車の出動に関する協定書 | H27. 6. 17 | 枚方寝屋川消防組合・交野市 | | ○ | | | | |
| 43 | 豊中市・池田市消防指令業務共同運用に係る消防応援協定 | H27. 2. 23 | 豊中市・池田市 | | | 指令業務全般 | | | ○ |

【府外消防機関含む】

| 番号 | 協定名 | 締結年月日 | 府内締結団体 | 府外締結団体 | 全て | 火災 | 風水害 | 救急 | 救助 | その他 |
|----|-------------------------------------|----------------------------|-----------|--------------------|----|-------------------|-----|----|----|-----|
| 1 | 大阪市、尼崎市消防相互応援協定 | S40. 12. 1 | 大阪市 | 尼崎市 | ○ | | | | | |
| 2 | 大阪市と伊丹市、池田市との消防相互応援協定 | S43. 3. 9 | 大阪市、池田市 | 伊丹市 | | 航空機災害等 | | | | ○ |
| 3 | 五都市消防相互応援協定 | H24. 3. 1 | 大阪市、堺市 | 名古屋市、京都 市、神戸市 | ○ | | | | | |
| 4 | 東京消防庁・大阪市消防局 航空消防相互応援協定 | S53. 3. 25 | 大阪市 | 東京消防庁 | ○ | | | | | |
| 5 | 兵庫県・大阪府航空消防防 災相互応援協定 | H28. 10. 1 | 大阪府、大阪市 | 兵庫県 | ○ | | | | | |
| 6 | 豊中市・伊丹市消防相互応 援協定 | S41. 12. 10 | 豊中市 | 伊丹市 | | ○ | ○ | | | |
| 7 | 尼崎市・豊中市消防相互応 援協定 | S42. 12. 15 | 豊中市 | 尼崎市 | ○ | | | | | |
| 8 | 豊中市・川西市・能勢町消 防相互応援協定 | H27. 4. 1 | 豊中市、能勢町 | 川西市 | | ○ | ○ | | | |
| 9 | 池田市・伊丹市消防相互応 援協定 | S41. 12. 10 | 池田市 | 伊丹市 | | ○ | ○ | | | |
| 10 | 池田市・川西市消防相互応 援協定 | S44. 5. 1 | 池田市 | 川西市 | | ○ | ○ | | | |
| 11 | 高槻市と京都市の災害通信 連絡に関する協定書 | S43. 7. 30 | 高槻市 | 京都市 | | 通信連絡(両 市一部の地区) | | | | ○ |
| 12 | 京都中部広域消防組合・高 槻市・亀岡市消防相互応援 協定書 | H19. 2. 1 (S59. 3. 31) | 高槻市 | 京都中部広域消防 組合、亀岡市 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 13 | 高槻市・京都市消防相互応 援協定 | H18. 7. 1 (S62. 9. 24) | 高槻市 | 京都市 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 14 | 京都中部広域消防組合・茨 木市・亀岡市消防相互応援 協定書 | H18. 6. 14 (S59. 3. 31) | 茨木市 | 京都中部広域消防 組合、亀岡市 | | ○ | | ○ | ○ | |
| 15 | 和泉市・伊都消防組合消防 相互応援協定 | H28. 8. 1 (S56. 6. 26) | 和泉市 | 伊都消防組合 | ○ | 境界付近の災害 | | | | |
| 16 | 箕面市・川西市消防相互応 援協定 | H28. 4. 1 | 箕面市 | 川西市 | ○ | | | | | |
| 17 | 東大阪市、生駒市消防相互 応援協定 | S51. 10. 10 (S42. 8. 1) | 東大阪市 | 生駒市 | ○ | | | | | |
| 18 | 生駒市・大東四條畷消防組 合消防相互応援協定 | H27. 5. 19 (S44. 10. 1) | 大東四條畷消防組合 | 生駒市 | ○ | (山林火災除く) | | | | |
| 19 | 乙訓消防組合、大山崎町、 島本町消防相互応援協定 | H13. 4. 1 | 島本町 | 乙訓消防組合・大 山崎町 | ○ | | ○ | ○ | | |

| | | | | | | | | | |
|----|--|----------------------------|---|---------------------------------------|----------|---|----------|---|--|
| 20 | 京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定 | H28. 4. 1 | 箕面市、豊能町 | 京都中部広域消防組合、亀岡市 | ○ | | | | |
| 21 | 枚方市、八幡市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定 | S50. 11. 19 | 枚方市、枚方寝屋川消防組合 | 八幡市 | | ○ | | | |
| 22 | 能勢町・猪名川町・豊中市消防相互応援協定 | H27. 4. 1 | 能勢町、豊中市 | 猪名川町 | ○ | | | | |
| 23 | 京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市・豊中市消防相互応援協定書 | H27. 4. 1 | 能勢町、豊中市 | 京都中部広域消防組合、亀岡市 | ○ | ○ | | | |
| 24 | 大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定 | H26. 1. 31 (S62. 8. 12) | 大阪市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、高石市、堺市 | 尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市 | 航空機災害 | | ○ | | |
| 25 | 大阪国際空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定 | H28. 3. 29 | 豊中市、池田市、関西エアポート株式会社 | 伊丹市 | 航空機災害等 | | | ○ | |
| 26 | 名神高速道路内の尼崎・豊中・西宮各インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定 | S39. 8. 31 | 豊中市 | 尼崎市、西宮市 | 高速道路 | | | ○ | |
| 27 | 名神高速道路消防応援協定 | H18. 7. 1 (S51. 3. 18) | 高槻市、茨木市、島本町 | 京都市、乙訓消防組合、大津市、湖南広域行政組合 | 高速道路 | | | ○ | |
| 28 | 縦貫道路茨木市・宝塚イターチェンジ間における消防相互応援に関する協定 | S54. 6. 7 | 豊中市、茨木市、吹田市、池田市 | 川西市、伊丹市、宝塚市 | 高速道路 | | | ○ | |
| 29 | 西名阪自動車道消防相互応援協定 | H26. 4. 1 | 松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合 | 奈良県広域消防組合 | 高速道路 | | | ○ | |
| 30 | 北部生駒山系林野火災消防相互応援協定 | H26. 4. 1 (S44. 9. 1) | 交野市、大東四條畷消防組合 | 生駒 | | ○ | (林野火災のみ) | | |
| 31 | 乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災等相互応援協定 | H13. 4. 1 (S53. 4. 1) | 島本町 | 乙訓消防組合、長岡京市 | | ○ | | | |
| 32 | 大阪湾消防艇相互応援協定 | H21. 3. 31 (H8. 7. 18) | 大阪市、堺市 | 神戸市 | ○ | | | | |
| 33 | 消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定 | H20. 10. 1 (H8. 4. 19) | 堺市 | 和歌山市、姫路市、徳島市 | 資機材物資の調達 | | | ○ | |
| 34 | 東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定 | H31. 3. 29 (H9. 4. 22) | 東大阪市 | 生駒市、奈良市 | 高速道路 | | | ○ | |
| 35 | 第二阪奈道路における消防及び救急等の業務に関する協定 | H31. 3. 29 (H9. 4. 22) | 東大阪市、西日本高速道路株式会社 関西支社 | 生駒市、奈良市 | 高速道路 | | | ○ | |
| 36 | 枚方市、枚方寝屋川消防組合、京田辺市消防相互応援協定 | H11. 4. 1 | 枚方市、枚方寝屋川消防組合 | 京田辺市 | | ○ | | | |
| 37 | 篠山市・能勢町・豊中市消防相互応援協定 | H27. 4. 1 | 能勢町、豊中市 | 丹波篠山市 | ○ | | | | |
| 38 | 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定 | H26. 4. 1 (S46. 1. 30) | 八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合 | 五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町、奈良県広域消防組合 | | ○ | | | |
| 39 | 水越トンネルに関する消防相互応援協定 | H12. 4. 1 | 富田林市、千早赤阪村 | 御所市、奈良県広域消防組合 | ○ | | | | |
| 40 | 名神高速道路における高槻市と乙訓消防組合の消防相互応援協定 | H18. 9. 1 (S55. 11. 4) | 高槻市 | 乙訓消防組合 | 高速道路 | | | ○ | |

| | | | | | | |
|----|--|---------------------------|--|--|------|---|
| 41 | 阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定 | H29. 3. 18 | 和泉市、岸和田市、貝塚市、泉州南消防組合、堺市 | 那賀消防組合、和歌山市、海南市、有田川町、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合、御坊市、田辺市 | 高速道路 | ○ |
| 42 | 阪和林野火災消防相互応援協定 | H25. 4. 1 (S47. 4. 1) | 河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、泉州南消防組合 | 和歌山市、橋本市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、那賀消防組合、伊都消防組合 | 林野火災 | ○ |
| 43 | 第二京阪道路(巨椋池インターインターから枚方東インターチェンジまで)消防相互応援協定 | H18. 7. 1 | 枚方市、枚方寝屋川消防組合 | 京都市、宇治市、久御山町、八幡市、京田辺市 | 高速道路 | ○ |
| 44 | 名神高速道路における茨木市と乙訓消防組合の消防相互応援協定 | H18. 8. 1 (H15. 8. 1) | 茨木市 | 乙訓消防組合 | 高速道路 | ○ |
| 45 | 南阪奈道路消防相互応援協定 | H26. 4. 1 (H17. 2. 1) | 堺市、富田林市、柏原羽曳野藤井寺消防組合 | 奈良県広域消防組合 | 高速道路 | ○ |
| 46 | 名神高速道路における吹田市と乙訓消防組合の消防相互応援協定 | H16. 4. 1 | 吹田市 | 乙訓消防組合 | 高速道路 | ○ |
| 47 | 第二京阪道路(枚方東インターインナーから第二京阪門真インターインジまで)消防相互応援協定 | H26. 4. 1 (H22. 1. 27) | 交野市、大東四條畷消防組合、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合 | 京田辺市 | 高速道路 | ○ |
| 48 | 枚方市、枚方寝屋川消防組合、生駒市消防相互応援協定 | H31. 4. 1 | 枚方市、枚方寝屋川消防組合 | 生駒市 | ○ | |
| 49 | 生駒市・交野市消防相互応援協定 | H. 30. 4. 17 | 交野市 | 生駒市 | ○ | |
| 50 | 第二阪和国道和歌山岬道路消防相互応援協定 | H29. 4. 1 | 泉州南消防組合 | 和歌山市 | 一般道路 | ○ |
| 51 | 新名神高速道路（高槻市～川西市）消防相互応援協定 | H29. 12. 6 | 高槻市、茨木市、箕面市、池田市 | 川西市 | 高速道路 | ○ |
| 52 | 大阪市・西宮市消防相互応援協定 | R4. 3. 18 | 大阪市 | 西宮市 | 高速道路 | ○ |
| 53 | 富田林市・奈良県広域消防組合消防相互応援協定 | R4. 4. 1 | 富田林市 | 奈良県広域消防組合 | ○ | |

府内市町村災害相互応援協定等の締結状況

(平成26年10月1日現在)

| 協定名 | 市町村名 | 締結日 | 内容 |
|--------------------------------|--|-----------------------------------|---|
| 上水道事業相互応援に関する覚書 | 北大阪7市3町 ・吹田市・池田市・摂津市 ・豊中市・高槻市・茨木市 ・箕面市・島本町・豊能町 ・能勢町 | S56. 9. 1 | 資機材等の応援活動 |
| 大阪府水道と大阪市水道の相互応援に関する協定 | ・大阪府 ・大阪市 | S57. 2.24 | 応援要請に基づく給水・人的・物的支援 |
| 無線通信施設等に係る災害相互応援協定 | ・堺市・柏原市・寝屋川市 ・岸和田市・貝塚市・八尾市 | S59. 6. 1 | 通信施設及び通信従事者の応援等 |
| 災害相互援助協定 | ・摂津市 ・向日市(京都府) | H 7. 8. 1 | 応援要請に基づく物的支援 |
| 災害相互応援協定 | 中河内及び南河内9市2町1村 ・八尾市・東大阪市・富田林市 ・大阪狭山市・河内長野市 ・太子町・松原市・河南町 ・柏原市・羽曳野市・千里赤阪村 ・藤井寺市 | H 7. 8.28 (H17.2.1) 市町合併による | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱 | ・陸前高田市・仙北市・水戸市 ・足利市・本庄市・ふじみ野市 ・東金市・鎌ヶ谷市・文京区 ・武蔵野市・稲城市・鎌倉市 ・茅ヶ崎市・三条市・金沢市 ・敦賀市・閔市・小牧市 ・尾張旭市・あま市・知立市 ・松阪市・伊勢市・亀山市 ・京丹後市・高槻市・泉佐野市 ・五條市・葛城市・有田市 ・益田市・玉野市・柳井市 ・高松市・観音寺市・八幡浜市 ・古賀市・多久市・宇土市 ・上天草市・えびの市・阿久根市 ・垂水市・石垣市 | H 7.10.27 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害相互援助協定 | ・摂津市 ・桜井市(奈良県) | H 7.11.17 | 応援要請に基づく物的支援 |
| 電子計算組織に係るデータのバックアップの相互保管に関する協定 | ・柏原市 ・八日市市(滋賀県) | H 7.12 | バックアップデータの相互保管 |
| 災害相互応援協定 | 北河内7市 ・守口市・大東市 ・寝屋川市・枚方市 ・門真市・交野市 ・四條畷市 | H 8. 3.28 | ・応援要請に基づく人的・物的支援 ・要請がない場合でも初動体制が整備されるまでの間独自の判断で必要な応援体制等を編成できる |
| 配水管相互連絡管維持管理協定書 | ・吹田市 ・摂津市 | H 8. 4. 1 | 災害市への応急給水を行うため、双方の配水管相互連絡箇所の維持管理 |
| 12大都市水道局災害相互応援覚書 | ・大阪市・名古屋市・札幌市 ・京都市・仙台市・神戸市 ・東京都・広島市・川崎市 ・北九州市・横浜市・福岡市 | H 8. 6. 1 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 大規模災害相互物資援助協定 | ・交野市・名張市(三重県) ・香芝市(奈良県) | H 8. 7. 8 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 避難場所の利用に関する協定 | ・和泉市・泉大津市・忠岡町 ・高石市 | H 8. 9.27 | 行政区域が隣接している地域の避難場所の相互利用 |
| 太子ゆかりの町災害相互応援協定 | ・太子町・斑鳩町(奈良県) ・太子町(兵庫県) | H 8.11. 1 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害相互応援協定 | ・羽曳野市・橿原市(奈良県) ・田辺市(和歌山県) | H 8.11.11 H24. 2. 9 | 応援要請に基づく人的・物的支援、バックアップデータの相互保管 |
| 災害相互応援協定 | ・寝屋川市 ・すさみ町(和歌山県) | H 8.10. 4 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書 | ・大阪市 ・豊中市 | H 9. 1. 6 | 避難者の相互受け入れ |
| 災害相互応援協定 | ・枚方市・交野市・寝屋川市 ・八幡市(京都府)・京田辺市(京都府) ・生駒市(奈良県) | H 9. 1.17 | ・応援要請に基づく人的・物的支援 ・要請がない場合でも初動体制が整備されるまでの間、独自の判断で必要な応援体制等を編成できる |
| 災害相互応援協定 | 豊能地区市長・町長連絡会議構成市町(3市2町) ・豊中市・能勢町・池田市 ・豊能町・箕面市 | H 9. 2.10 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害支援・友好交流基本協定 | ・摂津市 ・草津市(滋賀県) | H 9. 2.20 | ・応援要請に基づく人的・物的支援 ・要請がない場合でも被害甚大と判断される場合は、応援を実施 |
| 大規模災害時の相互応援協定 | 全国の競艇関係市町17市 ・箕面市・伊丹市(兵庫県) ・青梅市(東京都)・大竹市(広島県) ・岡崎市(愛知県)・唐津市(佐賀県) ・蒲郡市(愛知県)・桐生市(群馬県) ・倉敷市(岡山県)・津市(三重県) ・周南市(山口県)・常滑市(愛知県) ・戸田市(埼玉県)・鳴門市(徳島県) ・府中市(東京都)・丸亀市(香川県) ・坂井市(福井県) | H 9. 3.27 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |

| 協定名 | 市町村名 | 締結日 | 内容 |
|-----------------------------------|--|------------------------|---|
| 大阪広域水道震災対策相互応援協定 | ・大阪府 (健康医療部) ・府内43市町村 (大阪市除く) ・大阪広域水道企業団 ・泉北水道企業団 | H 9. 3.31 H23. 4. 1 | ・応援要請に基づく給水・人的・物的支援 ・大阪広域水道企業団水道震災対策中央本部の設置 |
| 災害相互応援協定 | ・東大阪市 ・尼崎市(兵庫県) | H 9. 4. 1 | ・応援要請に基づく人的・物的支援 ・地震等大規模な災害発生が明らかな場合は自主応援を実施 |
| 災害相互応援協定 | ・枚方市 ・奈良市 | H 9. 4. 9 | ・応援要請に基づく人的・物的支援 ・通信途絶時は、自主的に情報収集活動を実施し、被害が甚大で応援活動をすることが望ましいと認めるときは自主的に応援活動を実施 |
| 大阪市水道と八尾市水道の相互応援給水に関する協定 | ・大阪市 ・八尾市 | H 9. 5. 1 | 応援要請に基づく給水の実施 |
| 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定 | ・関西地方支部(大阪市) ・大阪府支部(豊中市) ・京都府支部(舞鶴市) ・兵庫県支部(川西市) ・奈良県支部(奈良市) ・滋賀県支部(大津市) ・和歌山県支部(和歌山市) | H 9. 7.10 | 応援要請に基づく給水・人的・物的支援 |
| 明石市・八尾市災害時相互応援に関する協定 | ・八尾市 ・明石市 | H10. 1.17 | 物資の提供及び人的応援 |
| 配水管相互連絡管の管理運用に関する協定書 | ・吹田市 ・豊中市 | H10. 5. 8 | 応援給水 |
| 災害時における相互応援に関する協定 | ・泉大津市 ・知多市(愛知県) | H10.10.23 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 近畿2府4県の工業用水道事業者の災害時の相互応援に関する覚書 | ・大阪府 ・西宮市 ・武生市 ・福崎町 ・滋賀県 ・和歌山市 ・神戸市 ・尼崎市 ・福井県 ・高砂市 ・金津町 ・上中町 ・生野町 ・和歌山県 ・兵庫県 ・桃山町 | H10.12. 1 | |
| 中核市災害相互応援協定 | ・函館市 ・旭川市 ・青森市 ・盛岡市 ・秋田市 ・郡山市 ・いわき市 ・前橋市 ・高崎市 ・宇都宮市 ・川越市 ・船橋市 ・柏市 ・横須賀市 ・富山市 ・金沢市 ・長野市 ・岐阜市 ・豊橋市 ・岡崎市 ・豊田市 ・大津市 ・高槻市 ・東大阪市 ・豊中市 ・尼崎市 ・姫路市 ・西宮市 ・奈良市 ・和歌山市 ・倉敷市 ・福山市 ・下関市 ・高松市 ・松山市 ・高知市 ・久留米市 ・長崎市 ・大分市 ・宮崎市 ・鹿児島市 ・那覇市 ・枚方市 | H11. 5.19 H26. 4. 1 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時における避難所に関する協定 | ・田尻町 ・泉南市 | H12. 1. 1 | 応援要請に基づく避難所の提供 |
| 大阪市と守口市の相互応援給水に関する協定 | ・大阪市 ・守口市 | H12. 8.31 | 応援要請に基づく給水支援 |
| 守口市と門真市の相互応援給水に関する協定 | ・守口市 ・門真市 | H13. 3.31 | 応援要請に基づく給水支援 |
| 門真市と寝屋川市との連絡配水管に係る相互応援給水に関する協定 | ・門真市 ・寝屋川市 | H13. 6.27 | 応援要請に基づく給水支援 |
| 相互応援給水に関する協定書 | ・四條畷市 ・大東市 | H13. 7. 1 | 相互応援給水 |
| 守口市と寝屋川市との連絡配水管に係る相互応援給水に関する協定 | ・守口市 ・寝屋川市 | H13. 9.18 | 応援要請に基づく給水支援 |
| 配水管相互連絡管の管理運用に関する協定書 | ・吹田市 ・豊中市 ・箕面市 ・池田市 ・尼崎市(兵庫県) | H17.12.26 H18. 3.31 | 災害市への応急給水を行うため、双方の配水管相互連絡個所の維持管理 |
| 水道災害等相互応援に関する協定 | ・枚方市 ・八幡市(京都府) | H13.12. 6 | 応援要請に基づく応急給水及び施設の応急復旧等の支援 |
| 災害時の相互物資援助に関する協定 | ・近江八幡市 ・御坊市(和歌山県) ・藤井寺市 | H14. 5.24 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時における相互応援協定 | ・河内長野市 ・橋本市(和歌山県) ・五條市(奈良県) | H14. 7.22 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 大東市と寝屋川市との連絡配水管に係る相互応援給水に関する協定 | ・大東市 ・寝屋川市 | H14.12. 2 | 応援要請に基づく給水支援 |
| 配水管相互連絡管の管理運用に関する協定書 | ・吹田市 ・茨木市 | H15. 3.20 | 応援給水 |
| 平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定 | ・阪南市 ・日高市(埼玉県) ・香芝市(奈良県) ・羽村市(東京都) ・袖ヶ浦市(千葉県) ・鶴ヶ島市(埼玉県) | H16. 5. 1 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時における相互応援協定 | ・吹田市 ・妙高市(新潟県) | H16. 5.15 | 水、食料、毛布、ビニールシートの救援品の応援 |

| 協定名 | 市町村名 | 締結日 | 内容 |
|--|--|---------------------|---|
| 全国特例市連絡協議会における「災害時相互応援に関する基本合意書」 (全国特例市連絡協議会) | ・小田原市 ・大和市 ・四日市市 ・松本市 ・函館市 ・八戸市 ・盛岡市 ・山形市 ・水戸市 ・前橋市 ・高崎市 ・川口市 ・所沢市 ・草加市 ・越谷市 ・平塚市 ・茅ヶ崎市 ・厚木市 ・福井市 ・甲府市 ・沼津市 ・富士市 ・一宮市 ・春日井市 ・大津市 ・尼崎市 ・明石市 ・加古川市 ・宝塚市 ・呉市 ・下関市 ・久留米市 ・佐世保市 ・八尾市 | H17.3.1 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時における避難者の受け入れについて | ・豊中市 ・尼崎市(兵庫県) | H17.4.18(豊総危第26号等) | 避難者の相互受入 ※協定書及び覚書は締結していないが、両市との調整の結果、このような取り決めがなされている。 |
| 災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書 | ・豊中市 ・池田市 | H17.5.2 | 避難者の相互受入 |
| 災害時における相互応援協定 | ・吹田市 ・若狭町(福井県) | H17.8.23 | 水、食料、毛布、ビニールシートの救援品の応援 |
| 災害時における相互応援協定 | ・吹田市 ・能勢町 | H17.8.29 | 水、食料、毛布、ビニールシートの救援品の応援 |
| 災害相互応援協定 | ・四條畷市 ・紀北町(三重県) | H17.12.12 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 四條畷市と寝屋川市との連絡配水管に係る相互応援給水に関する協定 | ・四條畷市 ・寝屋川市 | H18.6.12 | 応援要請に基づく給水支援 |
| 寝屋川市における応急給水協力に関する覚書 | ・大阪市 ・寝屋川市 | H18.6.14 | 緊急時における応急給水装置の協力を要請 |
| 災害時相互応援協定 | ・富田林市 ・諫訪市(長野県) | H18.9.1 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 大東市と門真市との相互応援給水に関する協定 | ・大東市 ・門真市 | H18.10.5 | 水道用水の緊急応援 |
| 災害時における避難者の受け入れに関する協定書 | ・伊丹市(兵庫県) ・池田市 | H19.1.1 | 伊丹市下河原地区に居住する避難者の受け入れ |
| 松原市上下水道部・大阪市水道局技術協力に関する連携協定 | ・松原市 ・大阪市 | H19.1.31 | 水道事業に係る相互の技術的業務の連携 |
| 松原市・羽曳野市水道緊急連絡管に関する協定書 | ・松原市 ・羽曳野市 | H19.2.1 | 水道施設損傷等の緊急時の相互応援給水 |
| 水道緊急連絡管に関する協定 | ・富田林市 ・大阪狭山市 ・堺市 ・大阪狭山市 | H19.3.1 H25.8.15 | 応援要請に基づく給水の実施 |
| 配水管相互連絡管の管理運用に関する協定書 | ・吹田市 ・箕面市 | H19.3.28 | 応援給水 |
| 災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定 | ・大阪府 ・姫路市 ・大阪市 ・尼崎市 ・京都市 ・奈良県 ・神戸市 ・和歌山市 | H19.7.6 | 応援要請に基づく生鮮食料品等供給・運搬の協力等 |
| 災害時における相互応援に関する協定 | ・泉大津市 ・行橋市(福岡県) ・苅田町(福岡県) | H19.7.6 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 水道灾害等相互応援に関する協定 | ・枚方市 ・寝屋川市 | H19.7.25 | 応援要請に基づく応急給水及び施設の応急復旧等の支援 |
| 太子町・羽曳野市水道緊急連絡管に関する協定書 | ・太子町 ・羽曳野市 | H19.8.21 | 水道施設損傷等の緊急時の相互応援給水 |
| 池田市と綾部市の災害時相互応援に関する協定 | ・綾部市(京都府) ・池田市 | H19.10.1 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 羽曳野市水道局・大阪市水道局技術協力に関する連携協定 | ・大阪市 ・羽曳野市 | H19.11.16 | 水道事業に係る相互の技術的業務の連携 |
| 災害時における相互応援協定 | ・吹田市 ・土佐町(高知県) | H19.12.7 | 避難者救援用物資の応援 |
| 一般廃棄物処理(ごみ処理)に係る相互支援協定書 | ・守口市 ・枚方市 ・寝屋川市 ・大東市 ・東大阪市 ・四條畷市 ・交野市 ・東大阪都市清掃施設組合管理者 ・四條畷市交野市清掃施設組合管理者 ・北河内4市リサイクル施設組合管理者 | H20.3.3 | 一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の実施 |
| 災害時における避難所利用に関する協定 | ・泉南市 ・阪南市 | H20.4.1 | 避難所の相互利用 |
| 藤井寺市・羽曳野市水道緊急連絡管に関する協定書 | ・藤井寺市 ・羽曳野市 | H20.8.20 | 水道施設損傷等の緊急時の相互応援給水 |
| 水道灾害等相互応援に関する協定 | ・枚方市 ・父野市 | H20.9.22 | 応援要請に基づく応急給水及び施設の応急復旧等の支援 |
| 災害時における相互応援協定 | ・吹田市 ・香美町(兵庫県) | H20.11.12 | 避難者救援用物資の応援 |
| 藤井寺市水道局・大阪市水道局技術協力に関する連携協定 | ・藤井寺市 ・大阪市 | H20.12.24 | 水道事業に係る相互の技術的業務の連携 |

| 協定名 | 市町村名 | 締結日 | 内容 |
|--------------------------------|--|-----------|---|
| 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定 | ・泉大津市 野洲市 玉野市 ・八幡市 大和郡山市 橋本市 ・高砂市 香南市 行橋市 ・苅田町 可兒市 割谷市 ・亀山市 益田市 日向市 ・磐田市 神崎市 柳井市 ・甲府市 四国中央市 | H21. 1.13 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 水道緊急連絡管に関する協定 | ・富田林市 河南町 | H21.1.22 | 応援要請に基づく給水の実施 |
| 大阪狭山市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定書 | ・大阪市 大阪狭山市 | H21. 3.23 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書 | ・大阪市 豊中市 | H21. 3.23 | 避難者の相互受入 |
| 災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書 | ・大阪市 吹田市 | H21. 3.23 | 避難者の相互受入 |
| 災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書 | ・大阪市 松原市 | H21. 3.23 | 避難者の相互受入 |
| 特例市災害時相互応援に関する協定 | ・八戸市 山形市 水戸市 ・つくば市 伊勢崎市 太田市 ・川口市 熊谷市 所沢市 ・春日部市 草加市 越谷市 ・平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 ・厚木市 大和市 長岡市 ・上越市 甲府市 松本市 ・沼津市 富士市 福井市 ・一宮市 春日井市 四日市市 ・岸和田市 吹田市 茨木市 ・八尾市 寝屋川市 明石市 ・加古川市 宝塚市 鳥取市 ・吳市 佐世保市 松江市 ・佐賀市 | H21. 4. 1 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害相互応援に関する実施協定 | ・四條畷市 大阪市 | H21. 4.21 | 相互に応援給水及び応急復旧に必要な役務並びに資材の提供その他の応援を行う |
| 水道事業の災害相互応援に関する協定書 | ・富田林市 河内長野市 | H22. 1.18 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 水道緊急連絡管に関する協定 | ・富田林市 河内長野市 | H22. 1.18 | 応援要請に基づく給水の実施 |
| 東部大阪水道協議会 水道災害時相互応援に関する協定 | ・東大阪市 枚方市 八尾市 ・守口市 門真市 大東市 ・交野市 四條畷市 寝屋川市 | H22. 1.21 | 応援給水又は水道施設等の応急復旧に必要な役務及び資材の提供その他の必要な応援活動を行う |
| 18大都市水道局災害相互応援覚書 | ・大阪市 名古屋市 札幌市 ・京都市 仙台市 堺市 ・さいたま市 神戸市 東京都 ・広島市 川崎市 北九州市 ・横浜市 福岡市 静岡市 ・浜松市 新潟市 岡山市 | H22. 3.31 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 水道緊急連絡管に関する協定 | ・富田林市 大阪狭山市 | H22. 4. 1 | 応援要請に基づく給水の実施 |
| 20大都市災害時相互応援協定 | ・札幌市 新潟市 神戸市 ・仙台市 静岡市 広島市 ・さいたま市 浜松市 北九州市 ・千葉市 名古屋市 福岡市 ・東京都 京都市 岡山市 ・川崎市 大阪市 相模原市 ・横浜市 堺市 | H22. 9.30 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時の相互応援に関する協定 | ・豊中市 隠岐の島町(島根県) | H22.12. 1 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害時の相互応援に関する協定 | ・豊中市 斐川町(島根県) | H23. 6. 1 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 広域的大規模災害時における友好都市間の相互応援協定 | ・枚方市 四万十市(高知県) ・別海町(北海道) 名護市(沖縄市) | H23. 7. 8 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 | ・室蘭市 刈路市 苦小牧市 ・伊達市 石狩市 北斗市 ・青森市 八戸市 秋田市 ・男鹿市 久慈市 酒田市 ・仙台市 塩竈市 多賀城市 ・北茨城市 千葉市 市川市 ・船橋市 市原市 袖ヶ浦市 ・横浜市 横須賀市 新潟市 ・富山市 金沢市 半田市 ・碧南市 東海市 知多市 ・四日市市 堺市 泉大津市 ・松原市 高石市 海南市 ・有田市 倉敷市 玉野市 ・坂出市 松山市 大竹市 ・下関市 宇部市 周南市 ・防府市 岩国市 山陽小野田市 ・和木町 北九州市 中間市 ・唐津市 大分市 八代市 ・鹿児島市 うるま市 | H23. 7.12 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害時における相互協力に関する協定 | ・箕面市 富士宮市(静岡県) | H23. 8.24 | 応援要請に基づく又は自主的な人的・物的支援 |

| 協定名 | 市町村名 | 締結日 | 内容 |
|------------------------------------|---|------------------------|-------------------------|
| 災害時相互応援協定 | 堺市及び南河内7市2町1村 ・ 堀市 ・ 大阪狭山市 ・ 富田林市 ・ 太子町 ・ 河内長野市 ・ 河南町 ・ 松原市 ・ 千早赤坂村 ・ 羽曳野市 ・ 藤井寺市 | H23. 9. 1 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害相互応援協定 | ・ 武雄市(佐賀県) ・ 高櫻市 | H23.10. 7 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時における相互応援に関する協定書 | ・ 日向市(宮崎県) ・ 泉大津市 | H23.10.17 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時の相互応援に関する協定 | ・ 池田市 ・ 流山市(千葉県) | H23.10.21 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害時における相互応援に関する協定書 | ・ 松原市 ・ 大和市(神奈川県) | H23.11.17 | 災害時の人・物の支援等 |
| 大阪市と門真市の相互応援給水に関する協定書 | ・ 大阪市 ・ 門真市 | H23.12.1 | 相互応援給水 |
| 災害時相互応援に関する協定 | ・ 宇佐市(大分県) ・ 和気町(岡山県) ・ 八尾市 | H24. 1.24 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定書 | ・ 四條畷市 ・ 生駒市(奈良県) | H24. 2. 1 | 配水管を連結して水道水の相互融通を図る |
| 災害時応援協定 | ・ 河内長野市 ・ 多治見市(岐阜県) | H24. 2.26 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時の応援給水に関する協定 | ・ 笠面市 ・ 豊能町 | H24. 3. 1 | 災害時に応援給水を依頼する際の手続き等 |
| 災害時相互応援協定 | ・ 堺市 ・ 四日市市(三重県) | H24. 3.19 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定 | ・ 堺市 ・ 岸和田市 ・ 貝塚市 ・ 高石市 ・ 忠岡町 ・ 岬町 ・ 姫路市 ・ 明石市 ・ 洲本市 ・ 南あわじ市 ・ 淡路市 ・ 播磨町 ・ 海南市 ・ 湯浅町 ・ 由良町 ・ 玉野市 ・ 笠岡市 ・ 浅口市 ・ 広島市 ・ 呉市 ・ 竹原市 ・ 三原市 ・ 尾道市 ・ 福山市 ・ 大竹市 ・ 東広島市 ・ 廿日市市 ・ 江田島市 ・ 海田市 ・ 坂町 ・ 下関市 ・ 宇部市 ・ 山口市 ・ 防府市 ・ 岩国市 ・ 光市 ・ 柳井市 ・ 山陽小野田市 ・ 周防大島町 ・ 上関町 ・ 小松島市 ・ 松茂町 ・ 高松市 ・ 丸亀市 ・ 坂出市 ・ 観音寺市 ・ さぬき市 ・ 東かがわ市 ・ 三豊市 ・ 土庄町 ・ 小豆島町 ・ 直島町 ・ 宇多津町 ・ 多度津町 ・ 松山市 ・ 今治市 ・ 宇和島市 ・ 八幡浜市 ・ 新居浜市 ・ 西条市 ・ 大洲市 ・ 伊予市 ・ 四国中央市 ・ 上島町 ・ 松前町 ・ 愛南町 ・ 中津市 ・ 姫島村 | H24. 3.29 H26. 5.29 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定 | ・ 明石市 ・ 東大阪市 ・ 加古川市 ・ 八尾市 ・ 稲美町 ・ 柏原市 ・ 播磨町 | H24. 4. 1 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害時の相互応援に関する協定 | ・ 豊中市 ・ 和泊町(鹿児島県) | H24. 4. 1 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害時応援協定 | ・ 河内長野市 ・ 米子市(鳥取県) | H24. 5.28 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時等の応援に関する申し合わせ | ・ 八尾市 ・ 国土交通省近畿地方整備局 | H24. 5.31 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 環境自治体会議を構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定 | ・ 二七町 ・ 日野市 ・ 斜里町 ・ 福生市 ・ 士幌町 ・ 湯沢市 ・ 高幡町 ・ 敦賀市 ・ 古河市 ・ 勝山市 ・ 那珂市 ・ 若狭町 ・ 足立区 ・ 飯田市 ・ 多治見市 ・ 三島市 ・ 松阪市 ・ 豊中市 ・ 枚方市 ・ 交野市 ・ 生駒市 ・ 宇部市 ・ 新居浜市 ・ 内子町 ・ 棘原町 ・ 筑後市 ・ 古賀市 ・ 天草市 ・ 綾町 ・ 日置市 | H24. 6. 6 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害時等の応援に関する申し合わせ | ・ 松原市 ・ 国土交通省近畿地方整備局 | H24. 7.18 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 阪南市・岬町上水道緊急連絡管に関する協定書 | ・ 岬町 ・ 阪南市 | H24. 9.13 | 災害時における連絡管による水道水の相互応援給水 |
| 災害時における相互応援協定 | ・ 吹田市 ・ 高島市(滋賀県) | H24.11.22 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 友好都市災害相互応援に関する協定 | ・ 有田川町(和歌山県) ・ 高石市 | H24.12.28 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害相互応援協定 | ・ 守口市 ・ 高島市(滋賀県) | H25. 1. 9 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害相互応援協定 | ・ 守口市 ・ かつらぎ町(和歌山県) | H25. 1. 9 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害相互応援協定 | ・ 守口市 ・ 東洋町(高知県) | H25. 1. 9 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時相互応援協定 | ・ 羽村市(東京都) ・ 真鶴町(神奈川県) ・ 清須市(愛知県) ・ 大山崎町(京都府) ・ 忠岡町 ・ 田尻町 ・ 播磨町(兵庫県) | H25.1.23 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |

| 協定名 | 市町村名 | 締結日 | 内容 |
|---|--|------------|------------------------------|
| 災害時における相互応援及び防災に関する相互協力 | ・ 摂津市 ・ 釜石市(岩手県) | H25. 3.22 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定書 | ・ 堺市 ・ 高石市 ・ 和泉市 ・ 泉大津市 ・ 忠岡町 ・ 岸和田市 ・ 貝塚市 ・ 熊取町 ・ 泉佐野市 ・ 田尻町 ・ 泉南市 ・ 阪南市 ・ 嶺町 ・ 泉北環境整備施設組合 ・ 岸和田市貝塚市清掃施設組合 ・ 泉佐野市田尻町清掃施設組合 ・ 泉南清掃事務組合 | H25. 3.22 | 災害時等における応援要請に基づくごみの処理 |
| し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書 | ・ 高石市 ・ 和泉市 ・ 泉大津市 ・ 忠岡町 ・ 岸和田市 ・ 貝塚市 ・ 熊取町 ・ 泉佐野市 ・ 田尻町 ・ 泉南市 ・ 阪南市 ・ 嶺町 ・ 泉北環境整備施設組合 ・ 泉佐野市田尻町清掃施設組合 | H25. 3.22 | 災害時等における応援要請に基づくし尿等の処理 |
| 災害時における相互応援 | ・ 摂津市 ・ 新温泉町(兵庫県) | H25. 4.19 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 水道緊急連絡管に関する協定 | ・ 河内長野市 ・ 大阪狭山市 | H25.4.22 | 応援要請に基づく給水の実施 |
| 災害相互応援に関する協定 | ・ 益田市(島根県) ・ 若狭町(福井県) ・ 高槻市 | H25. 4.26 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時相互応援協定 | ・ 摂津市 ・ 尾鷲市(三重県) | H25. 5.30 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 災害時における避難者の受け入れにかかる確認書 | ・ 富田林市 ・ 河内長野市 ・ 松原市 ・ 羽曳野市 ・ 藤井寺市 ・ 大阪狭山市 ・ 太子町 ・ 河南町 ・ 千早赤阪村 | H25.7. 1 | 避難場所の提供、運営など避難者の受け入れに関する相互利用 |
| 三島地域災害時相互応援に関する協定 | ・ 吹田市 ・ 高槻市 ・ 茨木市 ・ 摂津市 ・ 島本町 | H25. 9.1 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 全国伝統地名(旧国名)市町災害時相互支援に関する協定 | ・ むつ市(青森県) ・ 播磨町(兵庫県) ・ 志摩市(三重県) ・ 美作市(岡山県) ・ 京丹後市(京都府) ・ 長門市(山口県) ・ 摂津市 ・ 和泉市 ・ 阿波市(徳島県) ・ 伊予市(愛媛県) | H25. 9.1 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 泉州地域災害時相互応援協定 | ・ 堺市 ・ 岸和田市 ・ 泉大津市 ・ 貝塚市 ・ 泉佐野市 ・ 和泉市 ・ 高石市 ・ 泉南市 ・ 阪南市 ・ 忠岡町 ・ 熊取町 ・ 田尻町 ・ 嶺町 | H25.9.10 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害時の人的支援に関する協定 | ・ 河内長野市財務省 ・ 財務省 近畿財務局 | H25.10.4 | 応援要請に基づく人的支援 |
| 砂防関係協力市町村災害時応援協定 | ・ 河南町 ・ 蔵王町(宮城県) ・ 東成瀬村(秋田県) ・ 出雲崎町(新潟県) ・ 下條村(長野県) ・ 大桑村(長野県) ・ 海津市(岐阜県) ・ 五條市(奈良県) ・ 野迫川村(奈良県) ・ 十津川村(奈良県) ・ 犬岐町(徳島県) ・ 高原町(宮崎県) ・ 錦町(熊本県) | H25. 12.18 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害時相互応援に関する協定 | ・ 真庭市(岡山県) ・ 高槻市 | H26.2.26 | 応援要請に基づく人的・物的支援 |
| 大規模災害時における相互応援に関する協定 | ・ 大東市 ・ 四條畷市 ・ 生駒市(奈良県) | H26.5.9 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害時相互応援に関する協定 | ・ 八尾市 ・ 五條市(奈良県) ・ 新宮市(和歌山県) | H26.5.9 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定 | ・ 泉大津市 ・ 大阪府泉州農と緑の総合事務所 ・ 光明池土地改良区 | H26.5.26 | 農業用水を活用しての防災活動 |
| 災害時等の応援に関する申し合わせ | ・ 泉大津市 ・ 國土交通省近畿地方整備局 | H26.7.7 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害時等の応援に関する申し合わせ | ・ 島本町 ・ 國土交通省近畿地方整備局 | H26. 7.18 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害時等の応援に関する申し合わせ | ・ 富田林市 ・ 國土交通省近畿地方整備局 | H26.7.23 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害時等の応援に関する申し合わせ | ・ 枚方市 ・ 國土交通省近畿地方整備局 | H26. 7.28 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村における災害時指定避難所災害時の一時避難所としての相互利用に関する協定書 | ・ 富田林市 ・ 太子町 ・ 河南町 ・ 千早赤阪村 | H26.9.1 | 避難所の相互利用 |
| 災害時等の応援に関する申し合わせ | ・ 四條畷市 ・ 國土交通省近畿地方整備局 | H26.9.4 | 応援要請に基づく人的・物的支援等 |
| 災害発生時における一時避難者の相互受入れに関する協定書 | ・ 摂津市 ・ 大阪市東淀川区 | H26.10. 1 | 一時避難者の相互受入れ |